

令和 8 年度 静岡県私立高等学校等奨学給付金申請のご案内

- 静岡県では、高校生等の授業料以外の教育に必要な経費の負担を軽減するため、一定の所得以下の世帯(生活保護(生業扶助)世帯・非課税世帯等)に対し、返済の必要のない「奨学給付金」を給付しています。
- 給付金は、生徒の授業料以外(教科書費・教材費、学用品費、通学用品費、教科外活動費、生徒会費・PTA 会費、入学学用品費、オンライン学習等の通信費等)の教育費に使用していただき、それ以外の目的には使用しないでください。
- 奨学給付金の申請を希望する方は、
 - (1) 本校が静岡県内の高等学校等に在学している場合は、各私立学校を通じて申請書等の必要書類を提出してください。
 - (2) 本校が静岡県外の高等学校等に在学している場合は、直接、静岡県庁私学振興課宛てに申請書等の必要書類を提出してください。
- 静岡県外に居住している場合は、居住している都道府県に申請してください。

【提出期限】 令和 8 年 9 月 30 日 (水) 必着

※郵送の場合は期限日の消印まで

【提出方法】 持参又は郵送

※静岡県内の高等学校等に在学している場合は各学校の指示する期限内に各学校宛てに提出してください。

給付対象者

＜平成 26 年 4 月 1 日以降に高等学校等又は高等学校等専攻科に入学した生徒が対象です。＞

令和 8 年 7 月 1 日(基準日)現在において、次の全ての要件に該当する方が対象となります。

項目	支給対象要件
1	保護者等(親権者、未成年後見人等)が、 静岡県内に住所を有している方 (保護者等のうち一方が海外勤務で日本国内に住所がない場合は給付対象外となります。)
2	【専攻科を除く全日制等及び通信制】 対象生徒が生活保護(生業扶助)の決定を受けている世帯であること。又は保護者等全員の<u>令和 8 年度の県民税・市町村民税所得割</u>(以下「住民税所得割」)の合計額が<u>0 円(非課税)から 182,500 円未満</u>であること。 (国籍、在留資格の要件あり。) 【専攻科】 保護者等全員の<u>令和 8 年度の住民税所得割の合計額が 0 円(非課税)から 105,000 円未満</u>であること。又は扶養する子が 3 人以上おり、かつ保護者等全員の<u>令和 8 年度の住民税所得割の合計額が 264,500 円未満</u>であること。
3	高校生等が 高等学校等就学支援金(新制度及び旧制度)、高校生等・新修学支援金、学び直し支援金又は専攻科生徒への支援金の対象の方

※専攻科を除く全日制等とは、高等学校、中等教育学校(後期課程)、高等専門学校(1～3 年)、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程(中学校卒業者を入所資格とするもの)を置くもの、及び海上技術学校をいいます。

※確定申告が必要な方で未申告の場合は、必ず確定申告を行ってから提出してください。

申請の前に必ず

保護者等全員分の「令和 8 年度の課税証明書」を御用意ください。
(生活保護世帯の場合は生業扶助受給証明書)

(注)「高校生等」には、次の方は含まれません。(給付の対象外となります。)

対象外

- ・令和 8 年度の新生入生である留学生
- ・特別支援学校の高等部に在学されている方
- ・児童福祉法による児童入所施設措置費等の支弁対象となる高校生等で、見学旅行費又は特別育成費(母子生活支援施設の高校生等を除く。)が措置されている方
- ・静岡県私学振興課以外から、本給付金と同様の補助を受けている方
- ・令和 8 年度において家計急変により、奨学給付金が支給(予定)される方

給付金の支給額（年額）

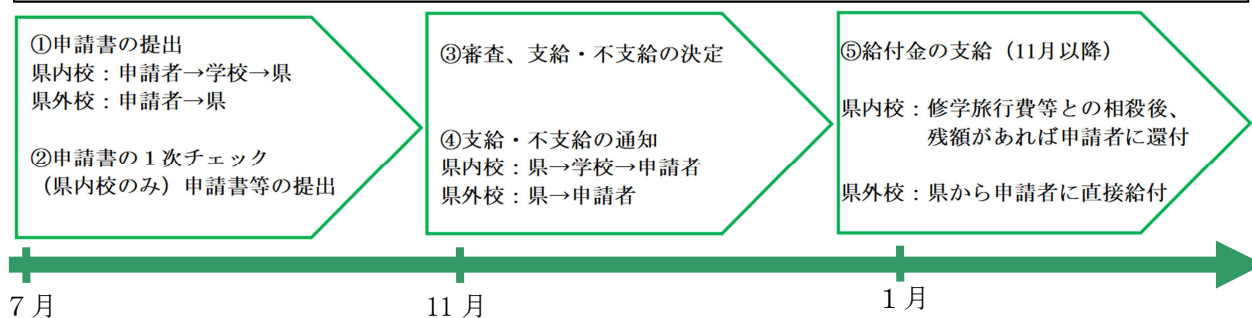
高校生等の属する世帯の状況に応じて、高校生等 1 人ごとに支給額が異なります。
一人あたりの支給額（年額）は下表のとおりです。

世帯区分	専攻科を除く 全日制等	通信制	専攻科
①生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による 生業扶助 が決定されている世帯	52,600円	52,600円	—
②保護者等全員の 令和8年度の住民税所得割の合計額が0円（非課税）	152,000円	52,100円	52,100円
③保護者等全員の 令和8年度の住民税所得割の合計額が105,500円未満 （①及び②に該当する場合を除く）	50,670円	17,370円	17,370円
④保護者等全員の 令和8年度の住民税所得割の合計額が182,500円未満 （①・②及び③に該当する場合を除く）	38,000円	13,030円	—
【専攻科のみ】 ⑤扶養する子が3人以上おり、かつ保護者等全員の 令和8年度の住民税所得割の合計額が264,500円未満	—	—	13,030円

高校生等・新修学支援金の対象又は高等学校等就学支援金（経過措置）の対象となる外国籍又は外国人生徒の一人あたりの支給額（年額）は下表のとおりです。

世帯区分	専攻科を除く 全日制等	通信制	専攻科
①生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による 生業扶助 が決定されている世帯	52,600円	52,600円	—
②保護者等全員の 令和8年度の住民税所得割の合計額が0円（非課税）	152,000円	52,100円	52,100円
【専攻科のみ】 ③保護者等全員の 令和8年度の住民税所得割の合計額が105,500円未満 （①及び②に該当する場合を除く）	—	—	10,420円
【専攻科のみ】 ④扶養する子が3人以上おり、かつ保護者等全員の 令和8年度の住民税所得割の合計額が264,500円未満	—	—	10,420円

申請から支給までの流れ



- ・提出いただいた申請書類については、静岡県において1件ずつ審査を実施しています。
- ・このため、全体の申請件数によっては、申請された時期から給付金が支給されるまでに数か月間のお時間をいただきます。
- ・概ね令和9年2月末までには審査を完了する予定ですが、多少前後する場合があります（審査の結果については、支給決定通知書又は不支給決定通知書を発行します）。
- ・静岡県内の学校については、授業料以外の経費と給付金とを相殺後に残金がある場合は、学校から各申請者に還付するため、振込み時期等は各学校事務にお問い合わせください。
- ・昨年度申請いただいている場合は、昨年度と支給時期が異なる場合がありますので、御承知おきください。

提出書類に関する注意点

- ・提出前に提出書類の不足がないか、記入もれがないか等を必ず確認してください。
- ・提出書類の確認には、「(別紙) 奨学給付金提出書類確認表」を御活用ください。
- ・提出書類に不備等がある場合、不認定となる可能性があります。
- ・申請書等を書き間違えた場合、訂正印を押印の上、修正してください。
- ・修正にあたって、修正テープ等は使用しないでください。
- ・フリクションペン等の消せるボールペンを使用しないでください。

その他

- ・災害等により着用を義務づけられている制服が喪失、毀損した場合、制服を再購入する経費に対し、本給付金に上乗せして加算金を支給することが可能です。該当する方は、学校に御相談ください。
- ・家計急変世帯向けの制度（静岡県私立高等学校等奨学給付金(家計急変)）があります。（ただし、本給付金と重複して受給することはできません。）詳細は、静岡県のホームページを御参照ください。
- ・在学する学校が静岡県内の国公立の高等学校等の場合は、静岡県教育委員会高校教育課にお問い合わせください。（電話番号 054-221-3110、メール kyoui_koko@pref.shizuoka.lg.jp）

お問い合わせ先

- ・静岡県内の高等学校等に在学している場合 ⇒ 各学校事務
- ・静岡県外の高等学校等に在学している場合 ⇒ 県庁私学振興課

私学振興課連絡先

電話お問合せ受付時間：平日の午前9時30分～12時、午後1時～5時まで

住 所 〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9-6 西館3階

電話番号 054-221-2065 又は 054-221-2066

M a i l shigakushinkou@pref.shizuoka.lg.jp

ホームページ <https://www.pref.shizuoka.jp/kodomokyoiku/school/1002738/1054891.html>